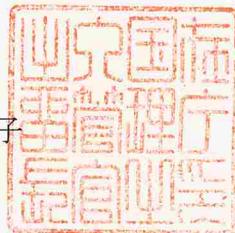


入管庁総第987号  
令和2年6月15日

## 行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所  
弁護士 山中理司 様

出入国在留管理庁長官 佐々木聖子



令和2年6月1日受付第19号で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことに決定しましたので通知します。

### 記

#### 1 不開示決定した行政文書の名称（行政文書開示請求書に記載された内容）

本邦への上陸を申請した外国人が感染症の患者に該当するかどうかの認定は医師の診断を経た後にしなければならない（入管法9条2項）のに対し、本邦への上陸申請日前14日以内に新型コロナウイルス感染症が流行している地域に滞在歴がある外国人が入管法5条1項14号に該当するかどうかの認定は医師の診断を経なくてもよいこととしていることの理由が書いてある文書

#### 2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、保有していないため。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出入国在留管理庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、裁決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

#### \* 担当課等

出入国在留管理庁

総務課情報システム管理室出入国情報開示係

TEL: 03-3580-4111 内線: 4447